

令和3年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1)使用料 新設なし

(2)手数料

名称	摘要
特定の機能を有する薬局の認定等手数料	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正され、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、薬局の機能に関する認定制度が新たに創設されたこと等に伴い、認定等に係る手数料を新設する。 ・地域連携薬局の認定又は更新 1件につき、11,000円 ・専門医療機関連携薬局の認定又は更新 1件につき、11,000円 ほか
食品営業許可等手数料	○食品衛生法等の一部が改正され、都道府県は厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないこととされたこと等に伴い、営業の許可に係る事務についての手数を新設する。 ・水産製品製造業 1件につき、17,600円 ・漬物製造業 1件につき、17,600円 ほか

2 単価改定分

(1)使用料 改正なし

(2)手数料

名称	摘要
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	・非住宅部分の床面積が300㎡以上、1,000㎡未満の工場等以外の建築物の新築に係るもの 1件につき、346,000円 → 268,000円 ・非住宅部分の床面積が300㎡以上、1,000㎡未満の工場等の新築に係るもの 1件につき、40,000円 → 29,000円 ほか

3 廃止分

名称	摘要
食品営業許可等手数料	○食品衛生法等の一部が改正にされ、実態に応じた営業許可業種への見直し等が行われたことに伴い、営業許可等に係る手数料について廃止する。 ・乳類販売業 1件につき、11,500円 ・食品の冷凍又は冷蔵業 1件につき、21,000円 ほか

3 見直し影響額

区分	影響額
新設分	2,985 千円
単価改定分	△ 139 千円
廃止分	△ 2,547 千円